

令和 6 年度 指名停止業者（令和 7 年 3 月 1 4 日公表）

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	措置要件	指名停止の理由
令和 7 年 3 月 14 日から 令和 7 年 6 月 13 日まで	(株)KANSOテクノス京滋支店	宇治市	別表第 2－4	建設業法の規定に違反し、監督処分を受けたことによる。
令和 7 年 3 月 14 日から 令和 7 年 6 月 13 日まで	(株)かんでんエンジニアリング京都支店	京都市	別表第 2－4	建設業法の規定に違反し、監督処分を受けたことによる。
令和 7 年 3 月 14 日から 令和 7 年 6 月 13 日まで	パナソニック EWエンジニアリング(株)近畿支店	大阪市	別表第 2－4	建設業法の規定に違反し、監督処分を受けたことによる。